

タックス・ヘイブンを利用した脱税及び租税回避行為への対策

～日・バミューダ租税協定の概要と国会論議～

外交防衛委員会調査室 たかふじ なおこ
高藤 奈央子

1. はじめに

第174回国会（2010年1月18日～6月16日）においては、6件の租税条約¹の承認案件が提出され、衆参での審議を経て、いずれも承認された²。これらのうち5件は、近年の世界経済の急速な減速に伴い、各国の税収確保等の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国・地域との間で租税に関する情報交換の仕組みを整備・拡充しようとする国際的な流れに沿ったものである。

その中でも「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定」³（以下、「日・バミューダ租税協定」又は「本協定」という。）は、いわゆるタックス・ヘイブンを利用した脱税及び租税回避行為への対策を目的として、我が国がタックス・ヘイブンとされる国・地域と締結する租税に関する情報交換を主眼とした初の租税条約であることから、特に注目されるものであった。

本稿では、今後の情報交換を主眼とした租税条約締結のモデルケースとなると思われる日・バミューダ租税協定に焦点を当てて、タックス・ヘイブンとは何か、そしてタックス・ヘイブン対策としての本協定提出の経緯、概要及び国会論議を紹介する。併せて、今後の国際的な脱税及び租税回避行為対策の動向と我が国が情報交換を主眼とした租税条約を締結していくに当たっての課題にも言及する。

2. 国際的なタックス・ヘイブン対策強化の動き

(1) タックス・ヘイブンとは

タックス・ヘイブン（Tax Haven, 租税回避地）について統一的な定義は無いが、一般的には税金の無い国・地域又は著しく低い国・地域を指し、その税制を利用した国際的な脱税や租税回避行為の温床となっているとされる。企業やファンドがタックス・ヘイブンに子会社等を設立して所得を留保し、本国からの課税を逃れるなどの手法のほか、犯罪から得られた不法な資金を洗浄（いわゆるマネー・ロンダリング）する目的で活用されるなどされてきたため、経済協力開発機構（OECD）等から長年批判の対象とされてきた。

元来税制とはその国や地域の主権に委ねられており、タックス・ヘイブンに対して、課税の有無やその税率についての変更を要求することはできない。そのため、近年、OECDでは、上記のようなタックス・ヘイブンの概念とは別に、「他国との実効的な情報交換の実施」及び「税制・税務執行についての透明性の向上」の観点、すなわち、国際的に合意された租税の基準⁴を満たしているか否かから、税制の改善を求めるようになった⁵。

(2) タックス・ヘイブンに対する世界的な圧力の高まり

近年ではタックス・ヘイブン等国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域に対して世界的に厳しい目が注がれるようになってきている。昨今の世界的な経済不況を反映した税収確保の必要性が生じたことや、タックス・ヘイブン等を利用した投資マネーが金融危機を増幅したことが指摘されており、2009年4月1日及び2日にロンドンで行われた第2回金融・世界経済に関する首脳会合（G 20 ロンドン・サミット）では、首脳声明⁶及び金融システムの強化に関する宣言⁷において、タックス・ヘイブン等国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域に対する監視網を強化することで一致した。

(3) 情報交換協定締結の加速化

また、上記のような圧力の高まりを背景とし、2009年4月2日、OECDはG 20 ロンドン・サミットでの首脳声明に先立ち、「国際的に合意された租税の基準の実施状況についての進捗報告書」を公表し、82の国・地域を「国際的に合意された租税の基準に非協力的な国・地域」（いわゆる「ブラック・リスト」）、「国際的に合意された租税の基準の実施を約束したが、まだ実施されていない国・地域」（いわゆる「グレー・リスト」）及び「国際的に合意された租税の基準を実施している国・地域」（いわゆる「ホワイト・リスト」）に分類した。

同日のG 20 ロンドン・サミット首脳声明においては、このOECD報告書にも言及した上で、租税情報の交換に非協力的な国・地域に対し制裁措置を講ずる用意があることが表明されたことから、ブラック・リスト及びグレー・リストに掲載された国・地域は国際的に合意された租税基準の受入れに向けての取組が求められることとなった。その際、OECDの方針では、ホワイト・リストに掲載されるためには、少なくとも12本のOECD基準の情報交換の規定を盛り込んだ協定を各国と結ぶ必要があるため、ここ1年数か月間で、各国間で既存の租税条約の情報交換規定の改正が進められるとともに⁸、OECDが策定したモデル条約（OECDモデル情報交換協定）に沿った形での租税に関する情報交換の枠組みを定める協定（以下「情報交換協定」という。）を新規に締結する動きも加速してきている。

なお、2009年4月の時点では、ブラック・リストには4の国・地域、グレー・リストには38の国・地域が掲載されていたが、その後、該当国・地域が情報交換協定の締結等の国際的に合意された租税の基準の受入れに取り組んだ結果、OECDが公表した最新の報告書ではブラック・リストについては該当なし、グレー・リストについても13の国・地域まで減少してきている（次頁の表参照）。

(表) 国際的に合意された租税の基準の実施状況についての進捗報告書

●2009年4月2日公表のリスト(G20ロンドン・サミット開催時のもの)

国際的に合意された租税の基準を実施している国・地域(いわゆる「ホワイト・リスト」)
アルゼンチン、オーストラリア、バルバドス、カナダ、中国(香港とマカオの特別行政区域を除く)、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー(英国)、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、マン島(英国)、イタリア、日本、ジャージー島(英国)、韓国、マルタ、モリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、セーシェル、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、米領バージン諸島
国際的に合意された租税の基準の実施を約束したが、まだ実施されていない国・地域(いわゆる「グレー・リスト」)
【タックス・ヘイブン(注)】アンドラ、アンギラ島(英国)、アンティグア・バーブーダ、アルバ(オランダ)、バハマ、バーレーン、ベリーズ、バミューダ諸島(英国)、英領バージン諸島、ケイマン諸島(英国)、クック諸島、ドミニカ、ジブラルタル(英国)、グレナダ、リベリア、リヒテンシュタイン、マーシャル諸島、モナコ、モントセラト(英国)、ナウル、オランダ領アンティル諸島、ニウエ、パナマ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア、サンマリノ、タークス・カイコス諸島(英国)、バヌアツ 【その他の金融センター】オーストリア、ベルギー、ブルネイ、チリ、グアテマラ、ルクセンブルク、シンガポール、スイス
(注)OECDは、1998年報告の基準に基づき、2000年に35の国・地域をタックス・ヘイブンとして公表しており、その際の実施に基づくものである。
国際的に合意された租税の基準に非協力的な国・地域(いわゆる「ブラック・リスト」)
コスタリカ、マレーシア(ラブアン島)、フィリピン、ウルグアイ

●最新のリスト(2010年8月18日現在)

国際的に合意された租税の基準を実施している国・地域(いわゆる「ホワイト・リスト」)
アンドラ、アンギラ島(英国)、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルバ(オランダ)、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベルギー、バミューダ諸島(英国)、ブラジル、英領バージン諸島、ブルネイ、カナダ、ケイマン諸島(英国)、チリ、中国(香港とマカオの特別行政区域を除く)、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル(英国)、ギリシャ、グレナダ、ガーンジー(英国)、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島(英国)、イスラエル、イタリア、日本、ジャージー島(英国)、韓国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モリシャス、メキシコ、モナコ、オランダ、オランダ領アンティル諸島、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア、サンマリノ、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、タークス・カイコス諸島(英国)、アラブ首長国連邦、英国、米国、米領バージン諸島
国際的に合意された租税の基準の実施を約束したが、まだ実施されていない国・地域(いわゆる「グレー・リスト」)
【タックス・ヘイブン】ベリーズ、クック諸島、リベリア、マーシャル諸島、モントセラト(英国)、ナウル、ニウエ、パナマ、バヌアツ 【その他の金融センター】コスタリカ、グアテマラ、フィリピン、ウルグアイ
国際的に合意された租税の基準に非協力的な国・地域(いわゆる「ブラック・リスト」)
該当無し

(出所)OECD HPから作成 <<http://www.oecd.org/dataoecd/38/14/42497950.pdf>>
<<http://www.oecd.org/dataoecd/50/0/43606256.pdf>>

3. 日・バミューダ租税協定の概要

(1) 本協定締結の経緯

バミューダは、所得に対する租税が存在せず、以前からタックス・ヘイブンとして有名であり、2009年4月のOECD報告書でもグレー・リストに掲載されていた。前述のとおり、主要国では、タックス・ヘイブン等国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域との間で情報交換協定を締結し、租税の透明性を高めようとの動きが加速しており、そうした動きを踏まえて、2009年6月17日、日本政府は、バミューダ政府との間で租税に関する情報交換を主眼とした租税条約の締結交渉を開始し、2010年2月1日に「日・バミューダ租税協定」の署名に至った。その後、本協定は、国会承認を経て、8月1日に発効している。

(2) 本協定の主な内容

本協定は、OECDモデル情報交換協定に沿った形で租税に関する情報交換の枠組みを定めるとともに、我が国とバミューダとの人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得の課税免除を規定している。その主な内容は以下のとおりである。

ア 情報交換の対象となる租税（第4条）

情報交換の対象となる「租税」とは、我が国又はバミューダの政府、地方公共団体等で課される所得に対する租税であり、我が国については、所得税・法人税・住民税・相続税・贈与税である。バミューダについては、現在所得に対する租税に該当するものがないため、本協定で対象となる情報は、我が国の租税に関する情報のみであり、我が国がバミューダに対して一方的に情報の提供を要請することとなる。

イ 情報交換のための詳細な手続（第5条7）

本協定に基づいて情報の提供を要請する場合、求める情報と当該要請との関連性を示すため、所定の情報を提供しなければならないこととなっている。これは従来我が国が結んできた租税条約の情報交換規定よりも更に詳細な手続規定となっており、要請者は要請する情報の特定について厳しい要件を課される一方、被要請者も一定の拒否事由に当たらない限り、必ず要請に応じて情報提供をする必要が生じる。

ウ 自己の課税目的がない場合でも情報入手・提供をする義務（第5条2、4(a)）

被要請者は、要請に応じて情報を提供することが規定されており、自己の課税目的のために必要でない場合であっても、要請された情報の入手・提出義務を負っている。また、銀行等の金融機関が保有する情報も提供対象となっており、情報交換の実効性が高められている。

エ 提供された情報の秘密保持（第8条、第9条）

本協定に基づいて受領した情報は、秘密として取り扱い、租税の賦課や徴収等の決定に関与する者又は当局に対してのみ開示され、その目的にのみ使用される。さらに、情報の入手や提供の際、被要請者の法令又は行政上の慣行によって情報を有する者に保障されている手続上の権利及び保護は引き続き適用される。

オ 退職年金等の特定の個人の所得についての課税免除（課税権の配分）（第 14 条）

退職年金等特定の個人の所得についての課税権を我が国及びバミューダ間で配分している。こうした課税権の配分規定は従来の租税条約でも見られるが、バミューダには所得に対する租税が存在しないという事情から、我が国の退職年金受給者がバミューダに移住して居住者となった場合、我が国の課税が免除され、退職年金への課税は行われない。

これにより我が国からバミューダへの退職年金受給者の誘致が期待されており、一方的に情報を提供する義務を負うバミューダの利益に配慮した規定となっている。

4. 国会論議

（1）情報交換協定締結の必要性・目的

日・バミューダ租税協定は、租税に関する情報交換を主眼とした初めての租税条約であり、そうした内容の協定を結ぶ必要性が質された。それについて武正外務副大臣は、2009年4月のG 20 の首脳声明や金融システム強化に関する宣言において、タックス・ヘイブン対策の強化とその一環としての租税条約に関する政策見直しに言及がなされたことを指摘し、「こうした金融危機に端を発する世界経済減速の中で、租税に関する透明性の向上を目指す国際的な機運が高まっている」と述べ¹⁰、G 20 での動向を踏まえた上で、タックス・ヘイブン等国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域との間で租税に関する情報交換を進める動きが世界的に広まっていることを説明した。

（2）タックス・ヘイブンとみなされる国・地域

そもそも、タックス・ヘイブンについては明確な定義がなく、世界的に統一された基準があるわけではない。そこで、政府としてはどのような国・地域をタックス・ヘイブンとみなし、問題視をしているのかについて質疑がなされた。それについて武正外務副大臣は、一般的な例としてバミューダやケイマン諸島などを挙げるとともに、「現在のOECD基準によれば、他国との実効的な情報交換の実施、税制及び税務執行についての透明性の向上のいずれも十分に実施していない国・地域が国際的に問題視されている」と述べ¹¹、OECDが公表したグレー・リスト国・地域やブラック・リスト国・地域を念頭に置いていることを明らかにした。

（3）タックス・ヘイブン等を利用した脱税及び租税回避行為の実態とその把握

タックス・ヘイブン問題を取り上げるに当たり、タックス・ヘイブン等国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域を利用した脱税及び租税回避行為の実態についても関心が集まった。しかし、それについて財務省は、タックス・ヘイブンに年間で約450兆円から630兆円の資金が流入し、このうち、全世界では30兆円程度、日本についても7,000億円程度が税を逃れようと集まっている資金であるとの民間調査機関の試算に言及する一方、タックス・ヘイブンを利用した脱税額や租税回避行為の把握は困難だとし、

「民間調査機関の試算について、当局としてコミットするだけの情報は把握していない」との見解を示した¹²。実態の把握についてもっと取り組むべきだとの意見もあったが、福山外務副大臣は「表にならないことを前提に租税回避をしていることがあるので、本当にどの程度の正確な数字が把握できるのかについては我々も研究をしているところである。把握には努めたいが、実際のところ中々難しい」と述べ¹³、その必要性の認識は示したものの、実態把握の困難さを強調した。

（４）本協定によって得た情報の取扱い

本協定によって得た租税に関する情報に関し、納税者の権利保護の観点から、どういった取扱いを受けるのかについての懸念が示された。これについて財務省は、「国内法により入手した情報と同様に秘密として取り扱うのに加え、国内法によって、税務職員の守秘義務違反には国家公務員の規定よりも厳しい罰則が設けてある」と答弁し¹⁴、本協定の締結によって税務情報の秘密性が侵されることはないことを強調した。

（５）本協定による情報交換の実効性の担保

バミューダには所得に対する租税がないため、我が国が一方的に租税に関する情報の提供を要請することに対し、本当に情報交換の実効性が担保されるのかについて疑問が呈された。これについて武正外務副大臣は、退職年金の免税によるバミューダへの誘致による年金受給者の所得の移転が期待できることに触れた上で、「バミューダ側の自主性に基づくわけではなく、条約上の義務となっていることから、誠実に遵守されることは当然である」と述べ¹⁵、実効性は担保できるとの認識を示した。

（６）タックス・ヘイブン等に対する今後の対応

政府として、今後タックス・ヘイブン等国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域への対策をどのように進めていくのかについても質疑がなされた。この点について武正外務副大臣は、「我が国からの資金移動が多額に及んでいるかどうか、また、脱税及び租税回避行為に利用されている可能性が高いかどうかといった点を勧告の上、協定の締結相手国・地域を選定していくのが基本的な考え方である」とした上で、バハマやケイマン諸島を例に挙げつつ「いわゆるタックス・ヘイブンと一般的に認識されてきた国・地域を念頭に置いて、脱税及び租税回避行為の防止に向けた国際的な情報交換ネットワークの拡充強化の観点から迅速に締結を進めていく」と述べ¹⁶、今後もタックス・ヘイブンとされる国・地域との間で情報交換協定の締結を進めていく方針を明らかにした。

（７）租税情報交換の二国間協定を国会承認条約とする場合の基準

2010年3月24日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律案」において、租税条約実施特例法の一部改正も行われ、外国・地域の税務当局との税に関する情報交換を効率的かつ円滑に実施する観点から、租税条約や行政取極の定めるところにより、相手国に対して税に関する情報の提供を行うことができることとなった。これにより税務当局間での

行政取極でも租税情報の交換ができることとなったが、今後、租税情報交換の二国間協定は条約として国会に提出されることになるのか、それとも行政取極として扱い、国会に提出されない場合もあるのかについての議論がなされた。これについて福山外務副大臣は、個別の協定について、「いわゆる大平三原則¹⁷にしたがって国会の承認を得る必要の有無を判断していく」と答弁した¹⁸。

租税に関する取扱いは、納税者の財産権の保護にもかかわる問題であり、脱税及び租税回避行為への対策として、税務当局間での税務情報の迅速な交換の必要性が指摘される一方、保護されるべき個人と企業の税務情報の秘密までもが侵されることのないよう国会として行政に対するチェック機能を果たしていく必要もあろう。

日・バミューダ租税協定については、課税権の配分規定が含まれていることから「大平三原則」により国会承認条約とされたと考えられるが、今後仮に情報交換に関する規定のみの二国間協定が結ばれた場合等において、それが国会承認条約となることがあるのか、あるいはすべて行政取極として処理されることとなるのか、政府及び国会において「大平三原則」を踏まえた具体的判断が求められることとなる。

5. おわりに

近年、高まってきたタックス・ヘイブン等国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域への圧力を背景に、それらの国・地域と情報交換協定を結ぶ例が急激に増加している。新聞報道によれば、欧米などが結んだ情報交換協定締結数は2009年から2010年6月までの累計で約300件にもものぼるとされ、情報交換協定の締結は世界的な潮流となっている¹⁹。

こうした世界的な動きを踏まえ、これまで述べてきたように、我が国もタックス・ヘイブンとされる国・地域であるバミューダとの間で、租税に関する情報交換に主眼を置いた初めての租税条約を締結した。また、2010年5月にはケイマン諸島との間で、同様に情報交換を主体とした租税協定の締結について基本合意がなされており²⁰、今後、このような国・地域との間で同様の協定締結の動きは拡大していくものと見られている。

その際、国会論議でも指摘されたとおり、タックス・ヘイブンとされる国・地域には所得に対する租税のない国が多く、情報提供はタックス・ヘイブン側から我が国に対して一方的になされることとなるため、その実効性がどの程度担保されるかは今後の大きな課題となる。日・バミューダ間の情報提供の実績等を十分にモニターし、改善すべき点等があれば、今後の条約締結交渉に活かしていく必要がある。

また、政府は、前述のとおり、国会論議において、タックス・ヘイブン等を利用した脱税及び租税回避行為について、その実態把握が困難であるとして、脱税額等の試算も明らかにしていない。しかし、一例として米国では、2004年に多国籍企業が国外での事業活動で獲得した利益に対する実効税率がわずか2.3%だったことなど、税制の不備によるタックス・ヘイブンを利用した税逃れの実態を指摘した上で、新たな国際税制改革・強化を行うことにより、今後10年間で約2,100億ドルの税収を生み出せるとの試算を出してい

る²¹。タックス・ヘイブン対策を強化するためには、まずその実態把握に努めることが重要であり、今後、法的に保護されるべき個人・企業の税務情報の秘匿には十分に留意した上で、情報交換協定等も十分に活用しつつ、タックス・ヘイブン等への資金移動等の把握に努める必要がある。

1 租税条約とは、元来、所得に対する国際的な二重課税の回避を目的として、締約国間で課税権を調整する枠組みを設定する二国間条約を指すが、近年は、国際的な租税回避・脱税の防止に関する機能も果たしてきており、我が国が締結した租税条約の多くには、脱税を防止するための情報交換、租税の徴収共助等に関する規定が設けられている。

2 第174回国会には、日・シンガポール租税協定改正議定書、日・マレーシア租税協定改正議定書、日・ベルギー租税条約改正議定書、日・ルクセンブルク租税条約改正議定書、日・バミューダ租税協定及び日・クウェート租税条約が提出された。これらのうち、日・クウェート租税条約は、両国間の課税権の調整を中心とした一般的な租税条約であり、他の5条約は、租税に関する情報交換の仕組みを整備・拡充しようとするものである。

3 バミューダは、英国の海外領土の一つであるが、独自の憲法を有し、広範な自治権を与えられており、租税のように一定の分野については、英国から条約締結権を授けられている。

4 具体的には、自己の課税目的の有無や銀行機密に関係なく、要請されたすべての租税に関する情報を交換するOECDが策定した情報交換の枠組み。国連やG 20からも支持されている。OECD Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes “Frequently Asked Questions”
<http://www.oecd.org/document/50/0,3343,en_21571361_43854757_44234930_1_1_1_1,00.html#84jurisdictions>

5 OECD “Tax Haven Criteria”

<http://www.oecd.org/document/23/0,3343,en_2649_33745_30575447_1_1_1_1,00.html>

6 【首脳声明（抄）（2009年4月2日、於ロンドン）】

「タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。」

7 【金融システムの強化に関する宣言（抄）（2009年4月2日、於ロンドン）】

「タックス・ヘイブン及び非協力的な国・地域」財政及び国際基準を、非協力的な国・地域によるリスクから守ることは必要不可欠である。我々は、すべての国・地域に対して、健全性、租税、マネー・ロンダリング及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める。」

8 第174回国会に提出された日・シンガポール租税協定改正議定書、日・マレーシア租税協定改正議定書、日・ベルギー租税条約改正議定書及び日・ルクセンブルク租税条約改正議定書も、こうした租税に関する透明性確保に向けた取組の一環として、ブラック・リスト又はグレー・リストに掲載されたこれら4か国からの要請を受けて、OECD標準の情報交換規定を盛り込む改正を行ったものである。

9 ただし、バミューダは、その後、各国と情報交換協定の締結を進めるなど国際的に合意された租税の基準の受入れに努めた結果、現在ではホワイト・リストに掲載されている。

10 第174回国会衆議院外務委員会議録第11号2頁（平22.4.9）

11 第174回国会衆議院外務委員会議録第11号16頁（平22.4.9）

12 第174回国会衆議院外務委員会議録第11号5頁（平22.4.9）

13 第174回国会参議院外交防衛委員会議録第13号3頁（平22.4.27）

14 第174回国会衆議院外務委員会議録第11号6頁（平22.4.9）

15 第174回国会衆議院外務委員会議録第13号8頁（平22.4.21）

16 第174回国会衆議院外務委員会議録第13号8頁（平22.4.21）

17 1974年、当時の大平外務大臣が憲法第73条3号にいう国会の承認を得なければならない条約の基準を示

したものであり、①法律事項を含む、②財政事項を含む、③国家間の基本的な関係を規定するという意味で重要で、批准が発効要件とされているもの、のいずれかに該当する場合に国会の承認が必要とされる。

18 第 174 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 16 号 2 頁 (平 22. 5. 18)

19 『日本経済新聞』 (平 22. 8. 1)

20 日本からタックス・ヘイブンとされる国・地域への対外直接投資の中でも、ケイマン諸島への投資額は圧倒的に大きく、その多くは租税回避のためのペーパー・カンパニー設立を目的としたものと見られていることから、ケイマン諸島との協定締結の効果が注目される。

21 ホワイトハウス大統領報道官オフィス (2009 年 5 月 4 日)

<http://www.whitehouse.gov/the_press_office/LEVELING-THE-PLAYING-FIELD-CURBING-TAX-HAVENS-AND-REMOVING-TAX-INCENTIVES-FOR-SHIFTING-JOBS-OVERSEAS/>